

化管法PRTR電子化促進について

令和4年9月
経済産業省製造産業局
化学物質リスク評価室

目次

1. PRTR届出の現状

2. PRTR電子化促進について

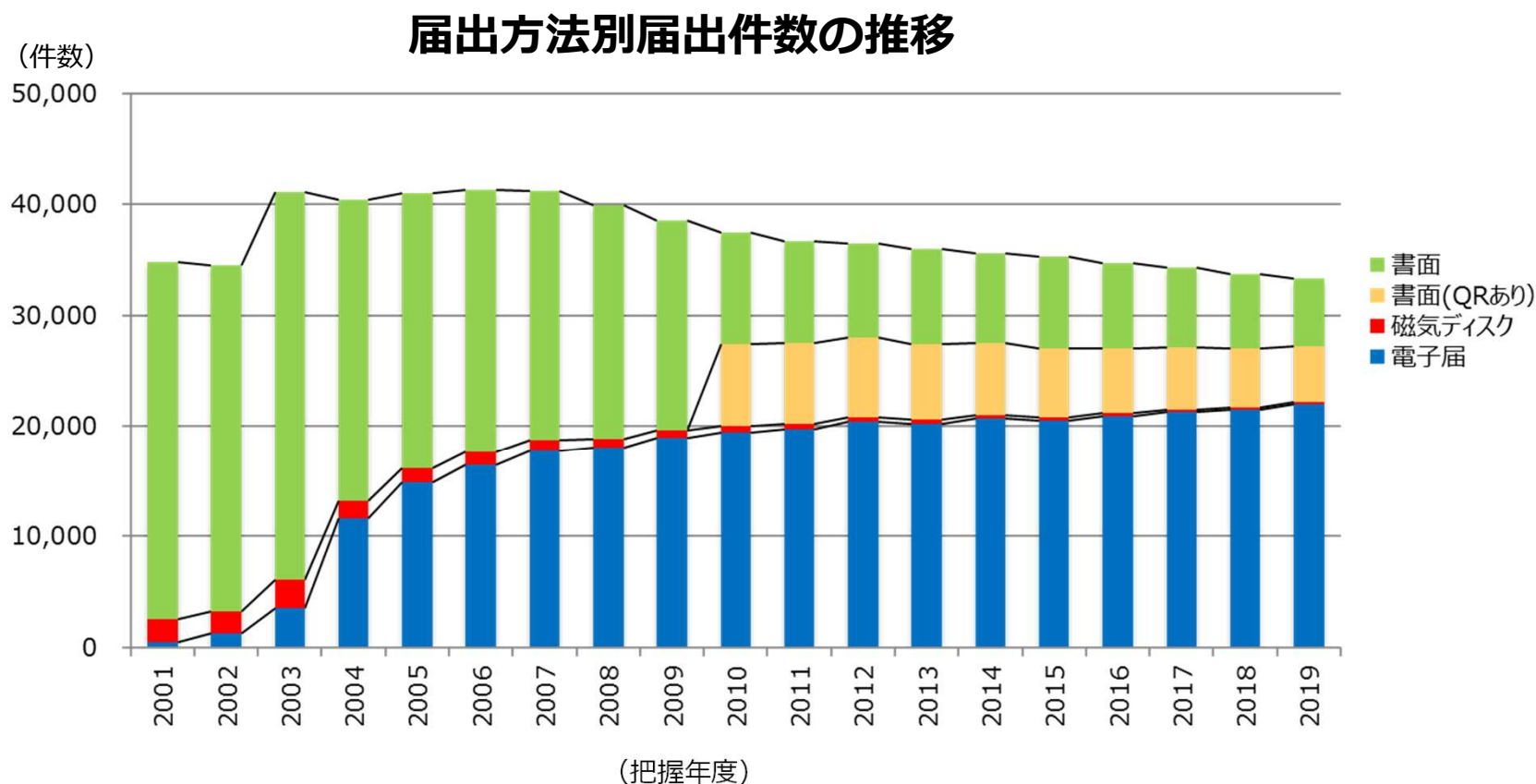
目次

1. PRTR届出の現状

2. PRTR電子化促進について

PRTR届出の現状

- 電子届出開始（2001年度分）から電子届出への移行を推進するべく普及啓発を行ってきたところ
- パンチ作業削減のため2010年度からは作成支援システムを導入しQRコード付き※の書面届出が可能となったところ



※QRコード付きの書面届出とは、NITEが提供するPRTR届出作成支援システムを利用して作成した届出書であり届出書を印刷するとQRコードが付与され、行政機関ではそれを機械で読み取ることによりデータ化を行えるもの。

PRTR届出の現状

- 業種別書面届出数

書面届出件数上位業種

(2020年度把握分)

業種	書面			磁気	電子	合計		書面割合		電子化割合	
	書面計	QRなし	QRあり			件数	割合	書面計	QRなし	電子届出	電子化計
燃料小売業	4,200	1,927	2,273	48	10,413	14,661	44.6%	28.6%	13.1%	71.0%	86.9%
金属製品製造業	689	438	251	2	1,080	1,771	5.4%	38.9%	24.7%	61.0%	75.3%
化学工業	547	316	231	4	1,433	1,984	6.0%	27.6%	15.9%	72.2%	84.1%
一般廃棄物処理業	544	243	301	34	1,094	1,672	5.1%	32.5%	14.5%	65.4%	85.5%
輸送用機械器具製造業	380	244	136	0	582	962	2.9%	39.5%	25.4%	60.5%	74.6%
電気機械器具製造業	355	247	108	0	815	1,170	3.6%	30.3%	21.1%	69.7%	78.9%
プラスチック製品製造業	345	205	140	1	678	1,024	3.1%	33.7%	20.0%	66.2%	80.0%
一般機械器具製造業	286	169	117	0	472	758	2.3%	37.7%	22.3%	62.3%	77.7%
石油製品・石炭製品製造業	231	173	58	0	344	575	1.7%	40.2%	30.1%	59.8%	69.9%
窯業・土石製品製造業	226	157	69	1	328	555	1.7%	40.7%	28.3%	59.1%	71.7%
下水道業	215	59	156	94	1,703	2,012	6.1%	10.7%	2.9%	84.6%	97.1%
石油卸売業	207	90	117	0	239	446	1.4%	46.4%	20.2%	53.6%	79.8%
食料品製造業	192	111	81	0	229	421	1.3%	45.6%	26.4%	54.4%	73.6%
非鉄金属製造業	169	126	43	0	339	508	1.5%	33.3%	24.8%	66.7%	75.2%
⋮											
合計	10,263	5,543	4,720	191	22,436	32,890	100%	31.2%	16.8%	68.2%	83.2%

※電子化割合の電子化計は、電子届出、磁気、書面（QRあり）の合計を電子化としています。

PRTR届出の現状

都道府県別種類別届出数①（北海道～三重県）

（2020年度把握分）

都道府県	書面			磁気	電子	合計 件数	書面割合		電子化割合	
	書面計	QRなし	QRあり				書面全体	QRなし	電子届出	電子化計
北海道	859	334	525	66	897	1,822	47%	18%	49%	82%
青森県	104	51	53	4	304	412	25%	12%	74%	88%
岩手県	120	62	58	0	380	500	24%	12%	76%	88%
宮城県	190	84	106	0	550	740	26%	11%	74%	89%
秋田県	115	59	56	5	329	449	26%	13%	73%	87%
山形県	118	40	78	0	331	449	26%	9%	74%	91%
福島県	244	130	114	4	653	901	27%	14%	72%	86%
茨城県	303	161	142	2	746	1,051	29%	15%	71%	85%
栃木県	225	157	68	5	481	711	32%	22%	68%	78%
群馬県	199	125	74	0	566	765	26%	16%	74%	84%
埼玉県	538	409	129	0	872	1,410	38%	29%	62%	71%
千葉県	501	263	238	2	726	1,229	41%	21%	59%	79%
東京都	448	338	110	0	571	1,019	44%	33%	56%	67%
神奈川県	537	285	252	3	676	1,216	44%	23%	56%	77%
新潟県	275	97	178	6	654	935	29%	10%	70%	90%
富山県	160	66	94	3	326	489	33%	13%	67%	87%
石川県	165	85	80	2	249	416	40%	20%	60%	80%
福井県	88	36	52	0	239	327	27%	11%	73%	89%
山梨県	73	42	31	5	223	301	24%	14%	74%	86%
長野県	247	115	132	5	839	1,091	23%	11%	77%	89%
岐阜県	247	135	112	3	583	833	30%	16%	70%	84%
静岡県	375	217	158	0	977	1,352	28%	16%	72%	84%
愛知県	844	573	271	16	1,018	1,878	45%	31%	54%	69%
三重県	169	84	85	0	565	734	23%	11%	77%	89%

PRTR届出の現状

都道府県別種類別届出数②（滋賀県～沖縄県）

（2020年度把握分）

都道府県	書面			磁気	電子	合計 件数	書面割合		電子化割合	
	書面計	QRなし	QRあり				書面全体	QRなし	電子届出	電子化計
滋賀県	194	115	79	0	408	602	32%	19%	68%	81%
京都府	132	73	59	25	371	528	25%	14%	70%	86%
大阪府	399	254	145	0	1,018	1,417	28%	18%	72%	82%
兵庫県	292	142	150	9	1,140	1,441	20%	10%	79%	90%
奈良県	68	44	24	0	198	266	26%	17%	74%	83%
和歌山県	73	26	47	1	181	255	29%	10%	71%	90%
鳥取県	28	10	18	2	188	218	13%	5%	86%	95%
島根県	54	10	44	0	195	249	22%	4%	78%	96%
岡山県	266	144	122	4	500	770	35%	19%	65%	81%
広島県	225	115	110	1	549	775	29%	15%	71%	85%
山口県	124	69	55	1	397	522	24%	13%	76%	87%
徳島県	97	18	79	1	157	255	38%	7%	62%	93%
香川県	105	58	47	0	247	352	30%	16%	70%	84%
愛媛県	95	32	63	1	364	460	21%	7%	79%	93%
高知県	29	7	22	0	151	180	16%	4%	84%	96%
福岡県	360	219	141	1	756	1,117	32%	20%	68%	80%
佐賀県	68	34	34	2	217	287	24%	12%	76%	88%
長崎県	120	48	72	12	187	319	38%	15%	59%	85%
熊本県	124	37	87	0	382	506	25%	7%	75%	93%
大分県	95	75	20	0	287	382	25%	20%	75%	80%
宮崎県	47	27	20	0	273	320	15%	8%	85%	92%
鹿児島県	74	23	51	0	363	437	17%	5%	83%	95%
沖縄県	50	15	35	0	152	202	25%	7%	75%	93%
合計	10,263	5,543	4,720	191	22,436	32,890	31%	17%	68%	83%

PRTR届出の現状

- 埼玉県現状

(2020年度把握分)

届出先	書面			磁気	電子	合計	書面割合		電子化割合	
	書面計	QRなし	QRあり				書面全体	QRなし	電子届出	電子化計
埼玉県知事	397	291	106	0	631	1,028	38.6%	28.3%	61.4%	71.7%
さいたま市長	63	53	10	0	75	138	45.7%	38.4%	54.3%	61.6%
川越市長	25	17	8	0	55	80	31.3%	21.3%	68.8%	78.8%
川口市長	24	21	3	0	57	81	29.6%	25.9%	70.4%	74.1%
所沢市長	15	15	0	0	24	39	38.5%	38.5%	61.5%	61.5%
越谷市長	14	12	2	0	30	44	31.8%	27.3%	68.2%	72.7%
県全体	538	409	129	0	872	1,410	38.2%	29.0%	61.8%	71.0%

目次

1. PRTR届出の現状

2. PRTR電子化促進について

PRTR届出の電子届出促進について

- 便利になったPRTR届出システムを利用して**電子届出をお願いします**

○**電子届出の現状** 68% (全32,890事業所のうち電子届出は22,436事業所) (2020年度把握分)

○**電子届出メリット**

- 過去の届出も管理可能
- 次年度に入力の手間が省けます
- 記載ミスが削減できます (役所とのやりとりが少なくなる。システム上で可能。)
- 届出不要の連絡も可能
- 社内の紙決裁への対応として様式での印刷も可能
- **電子届出のみ届出期間が延長 (7月31日まで可能)**

※2022年度~2024年度の3年間限定

○**おすすめポイント**

- **クライアント証明書のインストールが不要** (2022年度届出から)
- 2023年度からさらにPRTR届出システムが使いやすくなります

NITE (製品評価技術基盤機構) HP

PRTR電子届出方法はこちらから↓

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/dtp.html>

電子届出が簡単にわかる動画解説 (入門編、実践編、解決編) を配信開始!

PRTR届出システムの改修について

- 政省令改正に伴う改修とともに事業者の皆さんの要望を踏まえ届出システムの改良を実施中

○改修の内容

2022年度から

- ▶ クライアント証明書が不要

各社のセキュリティ問題を解決

2023年度から

- ▶ セッション保持時間※を15分から120分に延長※ なにも操作しなくてもシステム利用が継続される時間
- ▶ ブラウザ上で、[戻る]や[×]でシステム操作を終了した場合でも、すぐログインすることが可能。（再ログイン前に編集していた内容は現行と同様に破棄されます。）
- ▶ 利用者自身でパスワードの再設定が可能
- ▶ 届出一覧画面から、届出に係る確認事項の有無や、その内容の確認が容易に
- ▶ 別の届出先の都道府県または委任市を追加する時はPRTR届出システムから申請が可能（すでにユーザIDを持っている場合に限る）

使いやすさの追求

2024年度から（政令改正施行後の届出開始年度）

- ▶ 様式の改正への対応（管理番号、法人番号、メールアドレスの追加など）
- ▶ **管理番号による届出**（改正前から改正後の変更がスムーズにできる）
2023年度までに電子届出を実施すると2024年度届出の際に前年度届出した事項が自動で反映される。新たな番号をシステムが付与するため検索して入力する必要がありません。

政令改正で増加した物質及び番号の変更に対応

PRTR電子届出のお願い

- 電子情報処理組織使用届出書を提出してID、パスワードを取得し、PRTR届出システムをまずは使ってみてください

○まず自治体へ「電子情報処理組織使用届出書」を提出

様式第4（第12条関係）

電子情報処理組織使用届出書

都道府県知事 殿 年 月 日

届出者 (ふりがな) 住所 〒 (ふりがな) 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第12条第1項の規定に基づき、法第5条第2項に基づく届出について、下記のとおり、電子情報処理組織の使用を開始することといたしましたので、届け出ます。

記

通信方式（いずれかに○をすること）	1. ダイヤルアップ方式 <input type="radio"/> 2. インターネット方式 <input checked="" type="radio"/>
届出に使用する通信用電話番号（インターネット方式の場合は空欄とすること）	
担当者（連絡及び問い合わせ先）	<small>(ふりがな)</small> 氏名
	部 署
	電話番号
	電子メールアドレス
※識別番号	

(電子情報処理組織を使用して届出を行う事業所)

<small>(ふりがな)</small> 事業所の名称	
所在地	〒 都道府県 市区町村
<small>(ふりがな)</small>	

現在書面で提出されている事業者の方は届出先の自治体へ左の書面を提出をお願いします

以下の内容を記載してください

自治体知事（市長）宛て

提出日付

届出者住所・氏名

担当者の氏名、部署名、電話番号、メールアドレス

事業所の名称、所在地



自治体からID、PWが送付されるのでそれを利用してPRTR届出システムに入ることが可能

PRTR電子届出のお願い

・ PRTR届出システムを使ってみると

○過去のデータ管理ができる

- ・提出データだけではなく、メモ機能や自治体から照会があった履歴や変更履歴も残るので、担当者が変わっても管理しやすい

○次年度の届出の負担軽減

- ・前年度の届出内容が反映されていて、今年度の排出量など変更部分のみを入力するだけ
- ・最初は面倒だなと思ってもやってみる価値あり
- ・特に2024年度からは新たな物質に変わりますので、システム上で届出が不要になった物質が削除されるため間違いを防げます

○当年度の入力補助

- ・間違いやすいところなどアラート（警告）メッセージにより気づくことが可能
- ・記載漏れや単位間違いなど提出前にシステムがチェックしてくれます

○問合せへの対応

- ・自治体からの問合せがシステム内で確認ができ、電話等での確認と異なり自由な時間に対応が可能

○届出忘れへの対応

- ・毎年届出期間になるとシステムへ登録しているメールアドレスに届出のお知らせが届くので届出忘れがなくなります

おわりに

- 経済産業省HPのご案内及びお問合せについて

経済産業省化管法のページ

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

届出、政省令改正やQ Aのページなど充実させておりますのでご活用ください。

【政省令改正のページ】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/8.html

【Q & A】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/qa.html

【SDS制度】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds.html

【GHS】

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs.html

【PRTR電子届出】NITEホームページ／PRTR電子届出方法はこちらから

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/dtp.html>

お問合せについて

テレワークを引き続き実施させていただいております。問い合わせについては、HPでもお知らせしておりますが、以下の問い合わせフォームをご利用いただきますようお願いいたします。

https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika_toiawase



PRTR電子届出についての 新たな発信情報・ツールのご紹介

令和4年9月

NITE化学物質管理センターリスク管理課

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）とは…

- 化学物質管理に関する
- 法施行支援
 - 技術基盤の整備と情報提供



化学物質管理

化学物質のリスク評価と安全管理を推進

国際評価技術

新技術の評価方法の確立により、新たなビジネス、産業の発展に貢献



製品安全

より安全な消費生活用製品の普及によって安心な社会づくりに貢献



適合性認定

認定を通して製品などの信頼性確保を図り、産業活動の促進、安全な社会の構築に貢献



バイオテクノロジー

生物遺伝資源を産業に活かす

PRTR制度におけるNITEの役割

NITEの役割

PRTR制度に基づく届出の集計から公表に至る一連の事業を行う我が国の唯一の機関として、化管法の施行が円滑に施行できるように、以下のような業務を実施



nite

PRTR届出関係業務

- * 届出・記録・集計用電算機の維持、管理
 - ・電子届出システム、届出管理システム、ファイル記録システム（法第8条第1項の規定）、集計システム（法第8条第3項の規定）の開発、改良
 - ・システムの維持管理
- * 届出データの内容確認、電子化
 - ・事業所管大臣の依頼により届出書の受理、内容確認、電子化、届出内容の疑義照会等を実施
- * 届出データの記録・集計
- * 公表用資料案の作成



化管法の普及啓発活動

- * 問合わせ対応
 - ・届出要件、排出量算出等の技術的サポート
 - ・電子届出システム利用のためのサポート
- * 問合わせ内容の整理
 - ・質問事項のとりまとめ

化管法関連情報の収集解析

- * リスク評価
 - ・PRTRマップ（濃度マップ・排出量マップ）の作成
 - ・PRTRマップデータを活用したリスク評価の実施
 - ・地方自治体との連携によるリスク管理促進

電子届出のメリット

処理	電子届出	書面届出
1.届出書作成	基本情報は登録済 入力補助&ミス防止機能つき	手書き or word等（PCソフト） or 届出作成支援システム※で作成 ※当システムでの作成のみ入力補助&ミス防止機能つき。
2.届出書印刷	不要（印刷は可能）	必要
3.提出方法	届出システムからボタンをクリック！ ※新規届出提出の利用期間は、 4/1～6/30	郵送（切手必要） or 直接自治体へ持参
4.照会	少ない ==期間限定== 令和4-6年度の電子届出のみ7/31まで	多い 形式的な入力ミス
5.照会への対応	届出システムで回答 <u>（ご自身の都合のよい時間に回答可能）</u>	電話&FAX等で回答
6.過去の届出と比較	過去の届出データ（電子届出のみ）と比較可能。	毎年コピー（紙）保管なら比較可

PRTRの届出って**正直面倒**、 電子届出は**操作が難しい**、 と思っているあなたに・・・



PRTR排出量等の届出って、必要なのはわかるけど、**毎年、同じ会社情報を記入した届出書を作るのは面倒ね・・・。**

ワンクリックで届出できる、電子届出があるのは知っているけれど、**操作が複雑なんじゃないかなあ。**



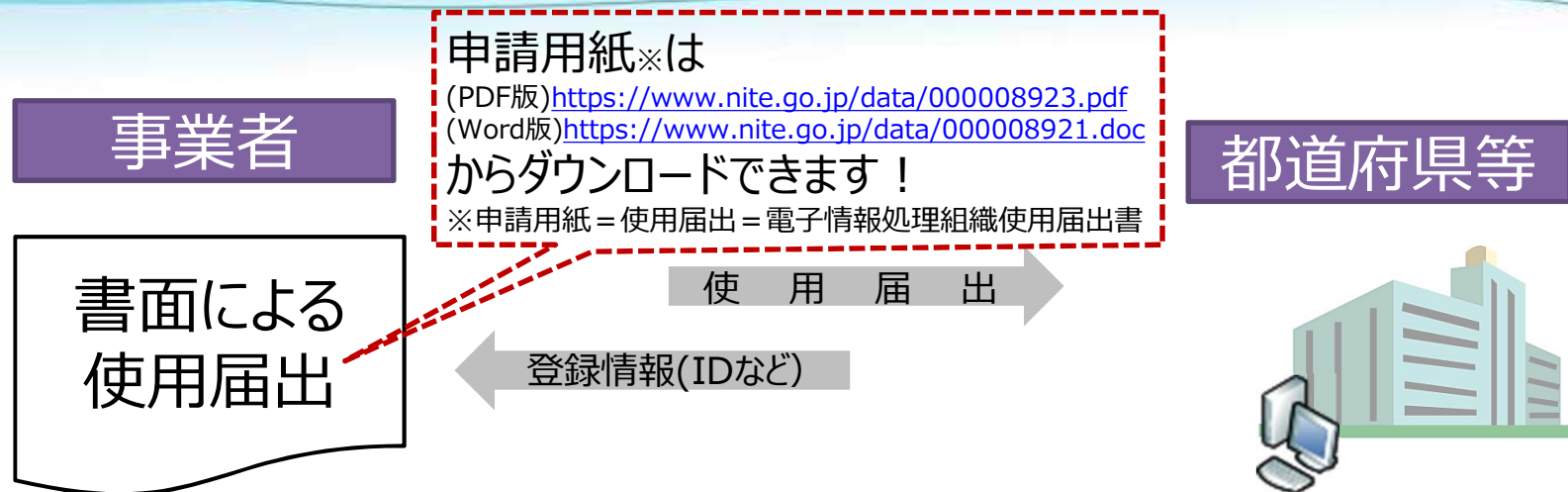
PRTR排出量等届出とは・・・

- ・事業所ごとに、4月から1年間の化学物質の環境への排出・移動量を把握。
- ・翌年度の届出期間（4 - 6月）に、自治体経由で国へ提出が必要。



是非、知っていただきたい情報を、詰め込みました！！

電子届出を開始するのは面倒なのでは???



使用届出を都道府県に提出することで、登録できる！
(提出方法は自治体にもよりますが、郵送などで行えるため直接行かなくても問題ありません！)

その後...



電子届出のメリット(届出書作成時点)

届出書作成時は、『届出者の情報』、『事業所の情報』、
(昨年度も届出している場合)『別紙の情報』が入っているので**作成がとても簡単!**

<届出者>		
(ふりがな) 住所	郵便番号	〒 151 - 0066 (半角数字) 【必須】 <input type="button" value="住所検索"/>
	(ふりがな)	とうきょうと (全角かな) 【必須】
	都道府県名	東京都 ▼ 【必須】
	(ふりがな)	しぶやく (全角かな) 【必須】
	市区町村名	渋谷区 ▼ 【必須】
	(ふりがな)	にしはら2ちょうめ (全角かな) 【必須】
(ふりがな)	町域名以下	西原2丁目 (全角) 【必須】
(ふりがな)	どくりつぎょうせいほうじんせいひんひょうかぎじゅ	(全角かな) 【必須】
氏名 (法人にあっては名称)	独立行政法人製品評価技術基盤機構	(全角) 【必須】
(ふりがな)	りじちょう	(全角かな) 【必須】
氏名 (法人にあっては代表者の役職)	理事長	(全角) 【必須】
(ふりがな)	はせがわ ふみひこ	(全角かな) 【必須】
氏名 (法人にあっては代表者の氏名)	長谷川 史彦	(全角) 【必須】
<代理人>		
(ふりがな)		(全角かな)
役職		(全角) ※化学物質の管理責任者以上の役職に限ります (工場長等)。
(ふりがな)		(全角かな)
氏名		(全角)
<p>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。</p> <p>※本項目(「前回の届出における名称」は除く。)は把握対象年度の4/1時点の情報を入力してください。</p> <p>※変更があった場合は事前に「電子情報処理組織変更届出」が必要となります。</p>		
<事業所の概要>		
(ふりがな)	せいほうじんせいひんひょうかぎじゅつきばんきこう	(全角かな) 【必須】
事業者の名称 (前年4/1時点)	独立行政法人製品評価技術基盤機構	(全角) 【必須】

毎回同じ情報を入力しなくても大丈夫!!



例えば・・・ 電子届出のメリット(届出書作成時点)

過去の届出と比較し疑義があった場合、警告が表示される。

例えば・・・ (去年の値より約1000倍の数値を入力した場合)

問題なし 画面上で修正 一時保存

別紙番号：001 大気への排出 : 『9902：同物質の昨年度の排出量・移動量より大幅に増加しています。単位換算に間違いがないか念のためご確認ください。』

確認事項へのコメント
(事業者)

担当者が単位を誤って登録した場合、ここで間違いに気づけるかも？

例えば・・・ (誤って取扱量を入力してしまった場合)

問題なし 画面上で修正 一時保存

別紙番号：001 大気への排出 : 『9901：化学工業における昨年度の排出量・移動量の最大値を超えています。入力間違いがないか念のためご確認ください。』

確認事項へのコメント
(事業者)

確認を求められることで、誤りに気づけるチャンスが！

例えば・・・ 電子届出のメリット(届出書作成時点)

記入漏れがあった場合、警告が表示されます！

・ APL.E2215:廃棄物の事業所外への移動量を入力した場合は、廃棄物の処理方法又は廃棄物の種類を1個以上選択してください。

□ 当該事業所の外への移動 (イ以外)	10 (半角数字) 【必須】		
	廃棄物の処理方法 (複数選択可)		
当該第一種指定化学物質を含む 廃棄物の処理方法又は種類	<input type="checkbox"/> 01 脱水・乾燥	<input type="checkbox"/> 04 中和	<input type="checkbox"/> 07 その他
	<input type="checkbox"/> 02 焼却・溶融	<input type="checkbox"/> 05 破碎・圧縮	
	<input type="checkbox"/> 03 油水分離	<input type="checkbox"/> 06 最終処分	
	廃棄物の種類 (複数選択可)		
	<input type="checkbox"/> 01 燃え殻	<input type="checkbox"/> 10 動植物性残さ	
	<input type="checkbox"/> 02 汚泥	<input type="checkbox"/> 11 動物系固形不要物	
	<input type="checkbox"/> 03 廃油	<input type="checkbox"/> 12 ゴムくず	
	<input type="checkbox"/> 04 廃酸	<input type="checkbox"/> 13 金属くず	
	<input type="checkbox"/> 05 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	
	<input type="checkbox"/> 06 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 15 鉱さい	
	<input type="checkbox"/> 07 紙くず	<input type="checkbox"/> 16 がれき類	
	<input type="checkbox"/> 08 木くず	<input type="checkbox"/> 17 ばいじん	
	<input type="checkbox"/> 09 繊維くず	<input type="checkbox"/> 18 その他	

**電子届出の場合、入力漏れ
があると届出ができないため、
記入漏れの心配がない！**

これがもし書面届出の場合・・・
最悪の場合、もう一度別紙を作成し
自治体に提出しないといけなくなる！？



例えば・・・電子届出のメリット(届出書作成時点)

自動的に有効数字を2桁に変換してくれます！！

号 番 号			
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <input type="text" value="6210"/> <p>入力された値『6210』は『6200』に変換されます。</p> <p style="text-align: right;">OK</p> </div>			
<排出量>			
イ 大気への排出	<input type="text" value="6210"/>	(半角数字) 【必須】	
ロ 公共用水域への排出	<input type="text"/>	(半角数字) 【必須】	排出先の河川、湖沼、海域等の名称 <input type="text"/>

～排出量・移動量の届出書への記入に際して～

排出量及び移動量は有効数字2桁で記入してください。

排出量等の算出結果を2桁表示にする際は、以下の例を参考にしてください。

ダイオキシン類以外の場合		ダイオキシン類の場合	
算出結果 (生データ)	算出結果の 有効数字2桁表示	算出結果 (生データ)	算出結果の 有効数字2桁表示
0.0493	0.0	0.0493	0.049
0.0926	0.1	0.0926	0.093
0.302	0.3	0.302	0.30
4.75	4.8	4.75	4.8
9.98	10	9.98	10
12.2	12	12.2	12
1,875	1,900	1,875	1,900
2,141	2,100	2,141	2,100
9,869	9,900	9,869	9,900
9,987	10,000	9,987	10,000
10,234	10,000	10,234	10,000
10,766	11,000	10,766	11,000

※ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質の排出量又は移動量が1kg未満の場合、
小数第2位を四捨五入して得られた数値を記入してください。

【参考】届出の手引き4 2ページ
排出量等の数値は有効数字2桁で
記載する必要があります。

詳細については

『届出の手引き』

と検索すると上位に表示されますので、
そちらからご確認いただくか、下のURL
からご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/pdf/tebiki/R2tebiki_download_all.pdf

よくある質問



今年度は取扱量が少なかったのですが、**届出は不要**。
でも、届出しないのは不安だな……。どうしよう……。
国(自治体)には届出不要の連絡したいけど。

その悩み……

電子届出なら解決できます！

<事業所情報>		キャンセル
事業者名	A 株式会社	
事業所コード	J200411000204	
事業所名	A 1 事業所	
事業所所在地	〒338-0822 埼玉県さいたま市桜区中島△丁目△番△号	
メモ切替の排出把握年度: 2010		メモ切替
自治体へのお知らせ	お知らせ状態: 届出対象外理由: <input type="text"/> ※届出対象外の場合のみ選択してください。	
	添付ファイル: <input type="text"/> ファイルが選択されていません。	自治体への連絡 一時保存
内部メモ (他ユーザは参照不可)	添付ファイル: <input type="text"/> ファイルが選択されていません。	メモ保存

『お知らせ登録』を行うことで、自治体（国）に、何故届出が不要なのかを連絡できます！！

他にも内部メモが残せるので、担当者が変わっても引継が簡単♪



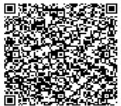
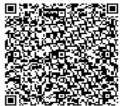
国（自治体）が 届出書をチェックしていたところ誤り（？）を発見！

別紙番号 1

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

第一種指定化学物質の名称	ベンゼン	
第一種指定化学物質の番号	400	単位 kg ※-T E Q (※付物の場合)
排出量	イ 大気への排出	11400
	ロ 公共用水域への排出	23
	ハ 当該事業所における土壌への排出(二以外)	0.0
移動量	ニ 当該事業所における埋立処分	9.8
	イ 下水道への移動	0.0
※整理番号 当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類 廃棄物の処理方法 (該当するものに○をすること(複数選択可)) ① 脱水・乾燥 34 中和 37 その他 ② 焼却・溶融 35 破砕・圧縮 ③ 油水分離 36 最終処分 廃棄物の種類 (該当するものに○をすること(複数選択可)) 31 燃え殻 10 動物性残渣 32 汚泥 11 動物系固形不燃物 33 廃油 12 ゴムくず 34 廃酸 13 金属くず 35 廃アルカリ 14 がぶくず・コークたくず・陶磁器くず 36 廃ガラス・プラスチック類 15 紙くず 37 紙くず 16 がいし類 38 木くず 17 ばいじん 39 繊維くず 18 その他		

備考 1 特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。
 2 本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄に各別紙第一に掲げる第一種指定化学物質の順に番号を割り振ること。
 3 第一種指定化学物質の名称の欄及び第一種指定化学物質の番号の欄には、各別紙第一に掲げる名称(各別紙第一に別名の記載がある第一種指定化学物質にあっては、当該別名)及び番号を記載すること。
 4 排出量及び移動量の有効数字は2桁とする。ただし、マイオキシン類以外の第一種指定化学物質にあっては、排出量又は移動量が10未満の場合、小数第1位以下第2位以下を四捨五入して各桁を記載することとする。
 5 公共用水域への排出がある場合、排出先の河川、湖沼、海域等の名称の欄には排出先の名称を記載すること。
 6 下水道への移動がある場合、移動先の下水道終末処理施設の名称の欄には、排出した下水の処理が守られる施設の名称を記載すること。
 7 別の欄には、記載しないこと。
 8 本別紙に記載された情報の同一性を保たない範囲で当該情報を記載する欄を有する二次元コードであって、日本工業規格JIS C 0510に適合するものを記載することができる。
 (二次元コード記載欄)
 別紙L L/2 No4 別紙L L/2 No6


国/自治体から
事業者へ照会をすることに……

電子届出の場合・・・

-----Original Message-----
From: info_prtr@nite.go.jp <info_prtr@nite.go.jp>
Sent: [REDACTED]
To: [REDACTED]
Subject: [3607408]PRTR 届出システムからのお知らせ（排出量等届出－照会）

令和2年9月3日

[REDACTED] 株式会社
[REDACTED] 様

[REDACTED] 市から以下の化管法第5条第2項に係る届出について照会があります。
システムにログインして照会内容をご確認の上、システム上で処理を行ってください。

整理番号： [REDACTED]
事業所名： [REDACTED]

届出書（整理番号：E1123206-00001-00）
2011年04月13日 17:19 愛知県 → A株式会社 照会

対象	項目名	項目内容	照会内容
全体	全体		事業所の概要欄は2010年4月1日時点での情報となります。事業所の所在地が前年度と異なります。前年度：稲生町△丁目△今年度：大泉寺町大西△丁目△番△号 移転、もしくは住所表記の変更があったのでしょうか。
別紙	別紙全体		昨年度から公共用水域への排出のお届けはゼロになっています。廃棄物を出さないプロセスにでも改善されたのでしょうか。ご確認ください。

添付ファイル：

◆上記の照会に対して、以下の処理を選択してください。
理由【変更不要の場合入力必須】

添付ファイル： 参照... ファイルが選択されていません。

変更不要 変更届出 取下げ願ひ キャンセル

デフォルトでメール設定されているので、自治体から照会があれば**すぐに**通知が届き、照会内容もシステムから**すぐに**確認ができ、**すぐに**回答ができる。

一方、書面届出の場合・・・



○×反応が考えられるから廃棄物は
△□！？
専門家でないのでわからない！！

専門的な照会を電話で説明されるので、回答するのが難しいケースもある。

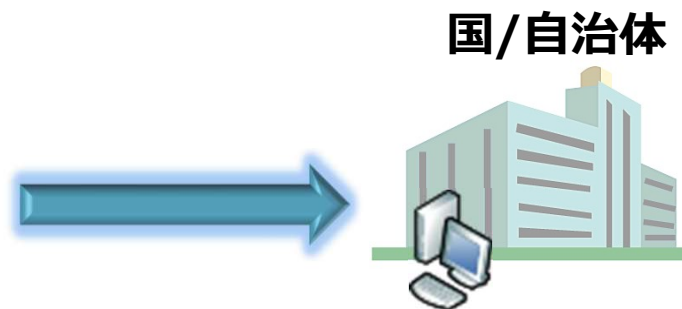
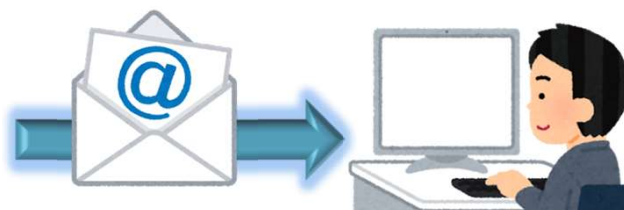
届出を修正しないと！！！！

書面届出の場合・・・



1回で終わらない可能性もある。

一方、電子届出の場合・・・



時間があるときに対応すればいいね！

電子届出ご利用時に、便利な新しい発信情報やツールのご紹介 ～No.1 Youtube操作説明動画3部作～

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/itdtp.html

『PRTR 電子 初めて』と検索すると当該ページが上位に表示されます。

HOME > 化学物質管理 > 化管法関連情報 > PRTR制度(届出関連) > PRTR制度イ

PRTR制度 電子届出が初めての方へ

電子届出を始めるために必要な手続、届出方法についてのページです。
PRTR届出システムへのログインページは[こちら](#)

PRTR届出システムで電子届出を提出する際の操作方法を動画にて公開しております。

メニュー

1. インターネットに接続可能なパソコンを用意
2. 事前届出書の提出
3. ユーザID・初期パスワードの受領
4. PRTR届出システムへのログインと届出書の作成、届出(届出)
5. PRTR届出システム操作マニュアル
6. 操作デモ
7. よくある質問(Q&A)
8. PRTR電子届出の操作方法(YouTube)

1. インターネットに接続可能なパソコンを用意

化管法関連情報

化管法 法律条文、関連資料

PRTR制度(届出関連)

- PRTR制度(届出関連) (改正前)
- PRTR制度 届出対象事業者の判定
- PRTR制度 PRTR対象物質
- PRTR制度 排出量算出方法

PRTR制度 化管法に基づく届出に関する情報

PRTR制度に関するその他の情報

PRTR制度(データの参照と活用)

SDS制度



分野サイトマップ

注目コンテンツ



化学物質管理センターの
取組・成果(ニュースリリース等)

電子届出ご利用時に、便利な新しい発信情報やツールのご紹介 ～No.1 Youtube操作説明動画3部作～

PRTR電子届出の手続きから申請までの流れについて（入門編）

<<初めての方向け>>

電子届出のシステムを利用するための申請書はどこからダウンロードできるのかを検索サイトのところから実際に操作しご説明。また、初めてログインをしてから届出をするまでの流れも実際に操作をしてご紹介。

PRTR電子届出の手続きから申請までの流れについて（実践編）

<<利用されたことがある方向け>>

利用申請をしたときの情報から変更があった（例えば代表者、担当者が変わった等）場合の、手続き等や、燃料小売業の届出方法などご紹介

PRTR電子届出の手続きから申請までの流れについて（解決編）

<<警告メッセージの対応方法がわからない方向け>>

PRTR届出システム利用中に、時々警告メッセージが表示された場合の対応方法等について事例形式でご紹介（FAQからよくあるご質問を抜粋し作成）

<<電子届出が初めての方へ>>

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/itdtp.html>

<<PRTR電子届出の操作方法(説明動画プレイリスト)>>

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLWxWKUOj3xAKkv8NXDjxRL7yII0IG5jZS>

実際の画面

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLWxWkUOj3xAKkv8NXDjxRL7yII0IG5jZS>

検索



PRTR電子届出の操作方法

3本の動画・1,229回視聴・本日更新



PRTR電子届出の操作方法を説明した動画になります。

【PRTR届出システムチャットボット】

PRTR届出システム（電子届出）の操作に関するよくある質問にチャットでお答えします。ご利用下さい。

<https://nite-chem-c.ai-q.biz/o-Y2u7p...>

※こちらをクリックすると、チャット画面が開きます。電話でのお問合せ時間外でもご利用になれます。

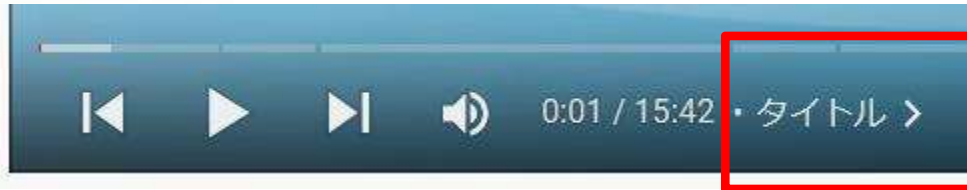
- 1 PRTR電子届出の操作方法（入門編）
NITE official 15:43
- 2 PRTR電子届出の操作方法（実践編）
NITE official 25:45
- 3 PRTR電子届出の操作方法（解決編）
NITE official 25:30

3種類あります！
（詳細は前のスライドへ）

PRTR電子届出の操作方法（再生リスト）

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLWxWkUOj3xAKkv8NXDjxRL7yII0IG5jZS>

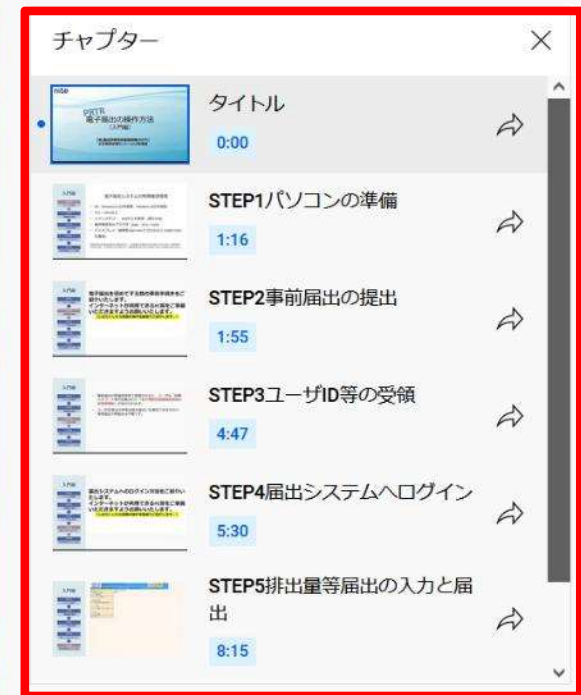
<<参考：YouTubeのチャプター（章区切り）機能について>>



再生ボタン右側のチャプタータイトルをクリックすると……



右側にチャプターが表示されます。



<<参考：動画の内容について>>

～入門編～

https://www.youtube.com/watch?v=mWA32a_TXDY&list=PLWxWКУOj3xAKkv8NXDjxRL7yII0IG5jZS&index=1

- 1:16-1:54:STEP1パソコンの準備
- 1:55-4:46:STEP2事前届出の提出
- 4:47-5:29:STEP3ユーザID等の受領
- 5:30-8:14:STEP4届出システムへログイン
- 8:15-14:59:STEP5排出量等届出の入力と届出

～実践編～

<https://www.youtube.com/watch?v=Hduh-GjLWwY&list=PLWxWКУOj3xAKkv8NXDjxRL7yII0IG5jZS&index=2>

- 0:50-08:15:過去に届出をしている場合の届出の流れ
- 8:16-10:50:XML形式のファイルを読み込んで届出する場合
- 10:51-17:11:会社名や担当者など登録情報を変更する場合
- 17:12-(残り):登録済みの事業所情報を変更・削除する場合

～解決編～

<https://www.youtube.com/watch?v=UyNXXjGg2Ys&list=PLWxWКУOj3xAKkv8NXDjxRL7yII0IG5jZS&index=3>

- 0:47-2:41 : ユーザID・パスワードが分からない (一致しない)
- 2:42-3:56 : ログイン時にロックがかかってしまったとき
- 3:57-8:37:本紙の入力中にメッセージが表示されたとき
- 8:38-11:10:別紙の入力ができないとき
- 11:11-14:55:間違えて届出してしまったとき (内容を変更したい)
- 14:56-20:47:照会が届いた場合の回答手順
- 20:48-23:24:変更した登録情報が反映されていないとき
- 23:25-25:29:登録している事業所が届出対象外になったとき

電子届出ご利用時に、便利な新しい発信情報やツールのご紹介 ～No.2 PRTR届出システムチャットボット（※）～



電子届出ご利用時に、便利な新しい発信情報やツールのご紹介 ～No. 2 PRTR届出システムチャットボット～

Q PRTR届出システムチャットボット



こんにちは。質問を入力してください。



操作方法



操作方法についてですね。
操作方法は、(1)操作マニュアル または (2)操作説明動画からご確認ください。
また、よくある質問についてもQ&A形式でまとめておりますのでご確認ください。

解決しましたか？

はい いいえ

操作方法を確認したい場合、どこを見たらいいかすぐわかります！

※3/31公開で、現在学習中です。公開当初よりは正答率が高くなっておりますので是非
ご活用ください。

最後に……

これからも、より使い易い届出システムの運用や、
そのための情報発信を続けていく予定です。

是非、電子届出をご利用頂きたく、よろしく申し上げます。

<<お問合せ先>>

ナイト
(独)製品評価技術基盤機構(NITE)化学物質管理センターリスク管理課

電子届出や届出作成支援
システムについて
PRTRシステムサポート
TEL : 03-5465-1683
E-mail : info_prtr@nite.go.jp

電子届出が初めての方へ
PRTR 電子化支援窓口
TEL : 03-5465-1683
E-mail : prtr_td@nite.go.jp

物質や算出方法等について
PRTR サポートセンター
TEL : 03-5465-1681
E-mail : support_prtr@nite.go.jp